

第7章 審議会等の活動状況

第1節 金融審議会（資料7-1-1～2参照）

I 金融審議会の構成

金融審議会は内閣総理大臣、金融庁長官及び財務大臣の諮問機関として設けられ、現在その下に金融分科会、金利調整分科会、自動車損害賠償責任保険制度部会及び公認会計士制度部会が設置されている。

II 金融分科会における審議

1. 第一部会

第一部会においては、証券取引のグローバル化、情報化等に対応した市場のインフラ、取引の枠組み・ルールの整備等といった大きな切り口から議論を深めることとしており、これまでに、①「投資信託目論見書の記載内容の改善についての考え方」（平成13年11月29日）（資料5-1-8参照）、②「証券決済システムの改革及びこれに伴う投資家保護策について」（14年2月15日）（資料7-1-3参照）をとりまとめた。

2. 第二部会

第二部会においては、銀行・保険会社等の金融仲介機能の在り方に関する各種事項として、①金融機能の向上に関する諸問題、②国民のニーズに応えた金融インフラの整備、③保険会社をめぐる総合的な検討、④国際的な観点も踏まえた金融機関監督、といった事項について審議することとされた。

これを踏まえ、これまでに、①については「銀行の株式保有に関する報告」（13年6月26日）（資料3-2-1参照）、③については「生命保険をめぐる総合的な検討に関する中間報告」（13年6月26日）（資料4-1-1参照）、「生命保険をめぐる諸問題への対応 ―今後の進め方―」（13年9月21日）（資料4-1-2参照）、「生命保険をめぐる対応策」（14年1月25日）（資料4-1-3参照）をとりまとめた。

3. 特別部会

特別部会においては、金融分野における個人情報保護等の在り方について審議することとされている。この検討に関し、議論の前提となる「個人情報の保護に関する法律案」が国会に提出され継続審議中であるが、特別部会では同法案の内容との整合性に配意しつつ、金融分野において取り扱われる個人情報の性質及び利用方法に鑑み、具体的にどのような措置を講じていくべきかという観点から議論を行うこととされている。

Ⅲ 金利調整分科会について

金融機関の金利に関する事項についての調査審議を行うこととされており、平成14年4月のペイオフ解禁を踏まえ、その後も1年間は全額保護される流動性預金について、モラルハザードの発生を抑制するため金利の上限を規制することについての答申(「金融機関の流動性預金金利の最高限度の定めに関する答申」(14年2月25日))を行った。(資料7-1-4参照)

Ⅳ 金融の基本問題に関するスタディグループについて

金融の基本問題に関するスタディグループは、中長期的な展望の下、時代のニーズを先取りした制度整備等にも取り組むためには、今後の我が国金融システムの方角性について基本的な考え方の整理を進める必要があるとの観点から4回の会合が開催され、これまでの議論で得られた基本的な論点に基づき、問題意識をより整理された形で取りまとめていくため、メンバーにおいて論文を作成し13年12月1日にシンポジウムを開催した。(資料7-1-5参照)